

エコアクション21ガイドライン
2017年版の改定ポイント
補足資料

2018.2.14 13:50~15:30

EA21審査員 丹生 光雄

【国際環境との関連における国内環境法の成立経緯】

◆公害から環境への流れ

国内：1970後半～1980：公害と環境政策の停滞

公害・環境問題の深刻化：自動車、道路公害、
廃棄物問題、化学物質等

◆世界：地球規模での環境問題の発生

①オゾン層の破壊

ウィーン条約(1985), モントリオール議定書(1987)

②地球温暖化問題

COP3(京都議定書, 1997)⇒ COP21(パリ協定, 2016)

:アジェンダ2030“SDGs”

◆グローバルな環境問題：国際環境法の必要性

汚染の拡大(現在の環境問題の特徴)

環境問題の流れ

- ・1962 **レイチェル・カーソン著「沈黙の春」**:
合成農薬、殺虫剤の発がん性、催奇性などの可能性を指摘
 - ・1972 **ストックホルム国連人間環境会議**:以後、急速に国際条約が進展
 - ・1987 **モントリオール議定書**:オゾン層破壊物質(フロン類等の削減)
 - ・1992 **リオデジャネイロ国連環境開発会議(地球サミット)**:リオ宣言
アジェンダ21(以後、世界的に環境意識が高揚)
①地球温暖化 ②オゾン層の破壊 ③酸性雨の脅威 ④熱帯雨林の減少 ⑤進行する砂漠化
⑥野生生物種の減少 ⑦海洋汚染⑧人口・貧困・食料問題など
 - ・1993 **環境基本法制定(日本) Cf: 公害対策基本法(1967)**
 - ・1993 **UNEP(国連環境計画)は、環境に関する国際規格制定をISO
(国際標準化機構)に要請**
 - ・1996 **ISO14000規格の制定(日本:JISQ14001による審査制度の開始)**
 - ・1996 **環境省「環境活動評価プログラム」策定⇒「EA21」へ発展(2004)**
 - ・1997 **気候変動枠組条約第3回締約国会議京都会議(COP3)**:CO2排出削減
 - ・1997 **シーア・コルボーン著「奪われし未来」**:環境ホルモン(外因性内分泌
攪乱化学物質)の安全性・毒性問題を指摘
- ◎有害化学物質問題:**ダイオキシン、PCB、石綿、PRTR物質、土壤汚染物質等**

自組織の活動で

何が環境に負荷を与えているか？

(負荷・取組チェックリストで評価)

- 環境負荷項目(環境側面)の抽出とその評価
 - ・電気・ガス(CO₂)、廃棄物、水(排水)、
 - ・騒音、振動、化学物質・・・
- 特に大きいものの特定(著しい環境側面)
- 技術的・実現可能性、投資効率等を考慮
- 環境目標として考慮 ⇒ 削減活動

環境負荷の大きいものから積極的に低減に 取り組んでいく

○排水、排ガス(CO₂、VOC等)、騒音・振動、臭気、廃棄物、PRTR物質・・・

⇒設備の更新・改善、運転時間の短縮、
原材料の変更、製造方法の変更、
浄化技術の導入、リサイクル利用の検討

○技術的・実現可能性、投資効率等を考慮

いきづまり！（ある意味で成長） （削減活動の限界）

〔対応〕

環境負荷の考慮の範囲を拡大

（ISO14001 - 2004改正）

～組織が**管理できる**環境側面及び**組織が影響**
を及ぼすことができる環境側面を特定する。

- 直接環境側面 & 間接環境側面
- 間接環境側面に重点をおく
- **業務上のテーマの改善・効率化を目標に！**

EA21の対応

直接的な削減活動のみでなく、自組織の業務の効率化や自組織をとりまくあらゆる環境に目を向ける活動を推奨

(例)

省エネ・省資源型製品の開発、リサイクルしやすい製法の開発、環境負荷の少ない工法の採用、グリーン原材料の調達、品質・行程改良、不良率削減・歩留まり向上、有害物質含有量の削減、輸送ルート効率化、地域・社会貢献・・・

再びいきづまり！

組織の不祥事（組織のCSR/BCP意識の欠如）

（例）（2017年）

- ・東洋ゴム工業：産業用ゴム製品でのデータ偽装（2月）
- ・アスクル；物流倉庫の大規模火災（2月）
- ・タカタ：欠陥エアバップ問題で経営破綻（3月）
- ・日産自動車：無資格検査を組織的に容認（10月）
- ・SUBARU：無資格検査判明（10月）
- ・神戸製鋼：アルミ製品の性能データを改ざん・納品（10月）
- ・三菱マテリアルの子会社：品質データの改ざん（11月）
- ・東レの子会社：製品の検査データ改ざん（11月）
- ・SUBARU：燃費データ書き換え疑惑（12月）・・・

〔対応〕=今回の改定

1. **経営に資する**ことを前面に押し出した。

従来から、EMSの言葉が示す通り、経営に伴う

環境システムであったが、今回、更に事業経営の一環
であることを強調するため

・環境**経営**方針、環境**経営**目標、環境**経営**計画、環境**経
営**レポートなどと「経営」を強調した。

2. 要求事項2として、代表者は経営における

「**課題とチャンス**」を整理し明確にすることとした。

(リスク) (機会)

「課題とチャンス」に係るテーマにはどんなものがあるか？
(2017年版「EA21ガイドライン」のp19「解釈付図表5」参照)

1. **事業内容**: 顧客に提供する製品・サービスの内容
2. **事業を取り巻く状況**: 経済状況、社会的状況、技術開発状況、政策状況、利害関係者との関係
3. **事業と環境とのかかわり**: 環境への貢献、環境配慮製品・サービスの開発・提供、環境負荷の削減

自組織のBCPを考える質問(一例)

- 災害事態発生時の災害対応計画を作成していますか?
- 災害が勤務時間外に起きた場合に連絡体制ができていますか?
- 必要な従業員が出勤できない場合に代行者を育てていますか?
- 会社のビル及び設備は、地震や風水害から保護されていますか?
- 地震や風水害に対する会社周辺の被害予想を把握していますか?
- 会社の製品やサービスができなくなった場合に代替で調達する手段を準備していますか?
- 情報のバックアップ体制を確立していますか?
- 取引先や同業者等と災害発生時の相互支援について検討していますか。
- 緊急事態に遭遇した場合、会社のどの事業を優先的に継続・復旧すべきかを考え、既に手を打っていますか?

2017年版ガイドライン対応

- 従来の運用データに加えて特に準備する資料やデータは不要である。
- これまで以上に事業経営を意識した運用を心がけること。
- 自組織にとって、「課題とチャンス」が何かを考えること。
- 環境経営取組・負荷チェック、環境経営目標、環境経営活動レポートなどに、これまで以上に経営を意識した視点を入れること。
- 環境経営方針は、経営を意識し、課題とチャンス視点で見直すこと(必ずしも修正は必要としない。また、「課題とチャンス」にかかわる文言を必ずしも文書化する必要はない。)

現地審査時の留意点

トップ・インタビューについて:

審査員は、これまでは通常、

- ①事業の概況
- ②環境経営方針
- ③環境投資(人・物・金)

についてご質問していますが、これに加えて

④組織の「課題とチャンス」についてお伺いすることになります。

従いまして、事前にトップに伝達をお願いします。

その他の変更点・留意点

- CO2排出量等(月毎)のデータを審査員へ提供すること
- 審査料の支払い体系の変更
- 業種別ガイドラインの発効は1年後～
- 審査人 ⇒ 審査員
- 審査員再試験で一新?
- 「段階的認証」「サイト認証」の明確化
- 他のマネジメントシステムとの統合可
- パフォーマンス重視

おわり

ありがとうございました。

引き続き、EA21中央事務局作成の
「エコアクション21ガイドライン 2017年版の改定ポイント」
を説明します。